

議案第 10 号

飛騨市保育園整備計画審議会条例を廃止する条例について

飛騨市保育園整備計画審議会条例を廃止する条例を別紙のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市保育園整備計画審議会の役割を、飛騨市子ども・子育て会議が担うことに伴う廃止

## 飛驒市保育園整備計画審議会条例を廃止する条例

飛驒市保育園整備計画審議会条例（平成19年飛驒市条例第48号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（飛驒市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 飛驒市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年飛驒市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表条例で設置する附属機関の構成員の部保育園整備計画審議会委員の項を削る。

## 飛騨市保育園整備計画審議会条例を廃止する条例（案） 要旨

### 1 廃止の趣旨

飛騨市保育園整備計画審議会の役割を、飛騨市子ども・子育て会議が担うことに伴う廃止

### 2 廃止の背景等

- (1) 飛騨市保育園整備計画審議会は、市内の保育園整備計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議するため、平成19年10月に設置したが、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき設置した飛騨市子ども・子育て会議が当該保育園整備計画審議会の役割を担うことができることから廃止するもの。
- (2) 飛騨市保育園整備計画審議会の廃止に伴い、併せて飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例中の当該保育園整備計画審議会に係る規定を削るもの。

### 3 施行日 公布の日